

○約款の訂正について

(令和7年4月4日)

請負金額等により、訂正箇所がありますので、挿入・抹消し、**ページ上の余白に記載し捨印**して下さい。
抹消は二重線 **=====** で行うこと。

①『3ページ』 第10条(現場代理人及び主任技術者等) 金額により挿入・抹消する。

(イ) 請負金額が4,500万円(建築工事9,000万円)未満の場合。

[] **監理技術者**を抹消(7字)する。

監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)を抹消(38字)する。

第10条45字抹消

(ロ) 請負金額が4,500万円(建築工事9,000万円)以上で

下請契約金額の総額が5,000万円(建築工事8,000万円)未満の場合。

[] 主任技術者に**[専任の]**を挿入(3字)する。

[] **監理技術者**を抹消(7字)する。

監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)を抹消(38字)する。

第10条45字抹消3字挿入

(ハ) 請負金額が4,500万円(建築工事9,000万円)以上で

下請契約金額の総額が5,000万円(建築工事8,000万円)以上の場合で、

建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を置かない場合。

[] **主任技術者**を抹消(7字)する。

[] 監理技術者に**[監理技術者証の交付を受けた専任の]**を挿入(16字)する。

監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)を抹消(38字)する。

第10条45字抹消16字挿入

(ニ) 請負金額が4,500万円(建築工事9,000万円)以上で

下請契約金額の総額が5,000万円(建築工事8,000万円)以上の場合で、

建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を置く場合。

[] **主任技術者**を抹消(7字)する。

[] 監理技術者に**[監理技術者証の交付を受けた]**を挿入(13字)する。

第10条7字抹消13字挿入
